

令和4年度(2022年度)嘉島町障害福祉サービス事業所等物価高騰 対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 嘉島町障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施については、嘉島町補助金等交付規則（平成23年嘉島町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けて費用が増加したことにより、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）の負担軽減を図り、将来に亘り安定的なサービス提供体制を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、令和4年(2022年)12月31日において、嘉島町内の次の各号の施設・事業所（令和4年(2022年)4月1日から令和4年(2022年)12月31日までの全期間において事業を休止している施設・事業所並びに町及び市町村が開設する施設・事業所を除く。）を開設又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第29条に規定する指定障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定する指定障害児入所施設。
- (2) 障害者総合支援法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業所、第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所及び第51条の20に規定する指定特定相談支援事業所並びに児童福祉法第21条の5の15に規定する指定障害児通所支援事業所及び第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業所（空床利用型指定短期入所事業所を除く）。

(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和4年(2022年)4月1日から12月31日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、別表1の第1欄に定める区分に応じて第2欄に定める額を交付する。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、様式1に定める申請書により、令和5年(2023年)2月28日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第16条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他町長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと町長が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、額の確定)

第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は町長の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第11条 町長は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明ら

かとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 その他必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）12月5日から施行する。

【別表】

1 サービス種別	2 金額	3 対象経費
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援	8万円	需用費（材料費、光熱水費、燃料費）、委託料 等
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	8万円	
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	定員35人以下 11万円	
	定員36人以上 23万円	
施設入所支援、短期入所支援（空床利用型を除く）、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	定員19人以下 16万円	
	定員20人以上39人以下 53万円	
	定員40人以上69人以下 99万円	
	定員70人以上89人以下 145万円	
	定員90人以上 182万円	

※事業所数及び利用定員は、令和4年（2022年）12月31日時点のものとする。

※同一の事業所で複数のサービスを実施している場合は、通常異なる区画・部屋でサービスを提供している場合に限り、複数申請可。